

貸借対照表

(平成27年 3月31日現在)

(単位:円) 1頁

資産の部				負債の部			
科目	当年度末	前年度末	増減	科目	当年度末	前年度末	増減
流動資産	325,447,127	318,405,376	7,041,751	流動負債	115,798,810	114,992,000	806,810
現金預金	193,139,913	182,404,591	10,735,322	事業未払金	39,762,619	36,347,463	3,415,156
事業未収金	129,548,727	133,088,591	△3,539,864	1年以内返済予定設備資金借入金	58,424,000	61,924,000	△3,500,000
未収補助金	1,859,438	1,323,694	535,744	1年以内返済予定リース債務	7,732,500	6,874,872	857,628
立替金	899,049	987,324	△88,275	預り金	9,051,310	9,010,000	41,310
前払金		592,070	△592,070	職員預り金	828,381	835,665	△7,284
仮払金		9,106	△9,106				
固定資産	2,281,065,615	2,340,332,768	△59,267,153	固定負債	496,926,963	553,454,777	△56,527,814
基本財産	2,179,159,099	2,239,281,245	△60,122,146	設備資金借入金	428,926,000	487,350,000	△58,424,000
土地	651,191,258	651,191,258		リース債務	15,075,289	19,226,682	△4,151,393
建物	1,527,967,841	1,588,089,987	△60,122,146	退職給付引当金	52,925,674	46,878,095	6,047,579
その他の固定資産	101,906,516	101,051,523	854,993	負債の部合計	612,725,773	668,446,777	△55,721,004
建物	4,009,724	4,952,414	△942,690				
車両運搬具	395,498	313,419	82,079	純資産の部			
器具及び備品	13,877,715	16,005,798	△2,128,083	基本金	674,660,627	674,660,627	
有形リース資産	15,999,989	17,376,131	△1,376,142	第一号基本金	674,660,627	674,660,627	
権利	374,920	374,920		国庫補助金等特別積立金	777,273,736	808,751,498	△31,477,762
無形リース資産	6,096,720	8,022,000	△1,925,280	次期繰越活動増減差額	541,852,606	506,879,242	34,973,364
投資有価証券	10,000	10,000		(うち当期活動増減差額)	34,973,364	△63,593,856	98,567,220
退職給付引当資産	60,399,618	53,896,841	6,502,777				
長期前払費用	642,332		642,332				
その他の固定資産	100,000	100,000		純資産の部合計	1,993,786,969	1,990,291,367	3,495,602
資産の部合計	2,606,512,742	2,658,738,144	△52,225,402	負債及び純資産の部合計	2,606,512,742	2,658,738,144	△52,225,402

財務諸表に対する注記

1. 重要な会計方針

(1) 有価証券の評価基準及び評価方法

- ① 満期保有目的の債券
償却原価法（定額法）によっている。
- ② 満期保有目的の債券以外の有価証券
 - イ. 時価のあるもの
期末日の市場価格等に基づく時価法（売却原価は移動平均法により算定）によっている。
 - ロ. 時価のないもの
移動平均法による原価法によっている。

(2) 固定資産の減価償却の方法

- ① 建物、車両運搬具、器具及び備品
平成19年3月31日以前に取得したものについては旧定額法、平成19年4月1日以降に取得したものについては定額法によっている。
- ② ソフトウェア
残存価額を零とする定額法によっている。
- ③ リース資産
 - イ. 所有権移転ファイナンス・リース取引に係るリース資産
自己所有の固定資産に適用する減価償却方法と同一の方法によっている。
 - ロ. 所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産
リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっている。

(3) 引当金の計上基準

- ・ 退職給付引当金
一般財団法人京都府民間社会福祉施設職員共済会の実施する退職共済制度に加入している職員に係る期末退職金要支給額に相当する金額を計上している。

2. 法人で採用する退職給付制度

当法人で採用する退職給付制度は以下のとおりである。

(1) 社会福祉施設職員等退職手当共済制度

独立行政法人福祉医療機構の実施する社会福祉施設職員等退職手当共済制度に加入している。

(2) 民間退職共済制度

一般財団法人京都府民間社会福祉施設職員共済会の実施する退職共済制度に加入している。

財務諸表に対する注記

3. 法人が作成する財務諸表と拠点区分、サービス区分

当法人の作成する財務諸表は以下のとおりとなっている。

- (1) 法人全体の財務諸表（第1号の1様式、第2号の1様式、第3号の1様式）
- (2) 事業区分別内訳表（第1号の2様式、第2号の2様式、第3号の2様式）
当法人では、社会福祉事業のみを実施しているため、作成を省略している。
- (3) 社会福祉事業における拠点区分別内訳表（第1号の3様式、第2号の3様式、第3号の3様式）
- (4) 収益事業における拠点区分別内訳表（第1号の3様式、第2号の3様式、第3号の3様式）
当法人では、収益事業を実施していないため作成していない。
- (5) 各拠点区分におけるサービス区分の内容
 - ① 本部拠点（社会福祉事業）
「本部」
 - ② 京都ひまわり園拠点（社会福祉事業）
「特別養護老人ホーム」
「短期入所」
「通所介護」
「介護支援センター」
「訪問介護」
「グループホーム」
 - ③ ケアハウスポポロ21拠点（社会福祉事業）
「ケアハウス」
 - ④ 有智の郷拠点（社会福祉事業）
「特別養護老人ホーム」
「短期入所」
「通所介護」
「介護支援センター」

4. 基本財産の増減の内容及び金額

基本財産の増減の内容及び金額は以下のとおりである。

(単位：円)

基本財産の種類	前期末残高	当期増加額	当期減少額	当期末残高
土地	651,191,258			651,191,258
建物	1,588,089,987		60,122,146	1,527,967,841
合計	2,239,281,245		60,122,146	2,179,159,099

5. 会計基準第3章第4(4)及び(6)の規定による基本金又は国庫補助金等特別積立金の取崩し

該当なし

6. 担保に供している資産

担保に供されている資産は以下のとおりである。

土地	639,080,000 円
建物	1,527,967,841 円
計	2,167,047,841 円

担保している債務の種類および金額は以下のとおりである。

設備資金借入金（1年以内返済予定額を含む）	476,390,000 円
計	476,390,000 円

財務諸表に対する注記

7. 固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高

固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高は、以下のとおりである。

(単位：円)

	取得価額	減価償却累計額	当期末残高
建物(基本財産)	2,619,490,666	1,091,522,825	1,527,967,841
建物	9,616,752	5,607,028	4,009,724
車両運搬具	19,006,023	18,610,525	395,498
器具及び備品	152,151,271	138,273,556	13,877,715
有形リース資産	29,036,100	13,036,111	15,999,989
ソフトウェア	2,171,600	2,171,600	
無形リース資産	9,626,400	3,529,680	6,096,720
合計	2,841,098,812	1,272,751,325	1,568,347,487

8. 債権の債権金額、徴収不能引当金の当期末残高及び当該債権の当期末残高

債権の債権金額、徴収不能引当金の当期末残高及び当該債権の当期末残高は以下のとおりである。

(単位：円)

	債権額	徴収不能引当金の当期末残高	債権の当期末残高
事業未収金	129,548,727		129,548,727
未収補助金	1,859,438		1,859,438
立替金	899,049		899,049
合計	132,307,214		132,307,214

9. 満期保有目的の債券の内訳並びに帳簿価額、時価及び評価損益 該当なし

10. 関連当事者との取引の内容 該当なし

11. 重要な偶発債務 該当なし

12. 重要な後発事象 該当なし

13. その他社会福祉法人の資金収支及び純資産増減の状況並びに資産、負債及び純資産の状態を明らかにするために必要な事項

当年度より、平成23年7月27日に制定された社会福祉法人会計基準(新会計基準)を適用している。